

# 大型重機等の支援要請要綱

制定	平成23年	2月18日	市長決裁
改正	平成23年	6月23日	消防課長決裁
	平成24年	7月20日	消防課長決裁
	平成24年	8月31日	消防課長決裁
	平成28年	3月29日	消防課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害現場における大型重機等の支援の要請（以下「支援要請」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(大型重機等)

第2条 この要綱において「大型重機等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) バックホウ、クレーンその他の重機又は工作機械
- (2) 前号に規定する重機等の運転操作を行う有資格者その他の関係者

2 前項第1号に規定する重機等の運転操作は、当該重機に係る有資格者が行うものとする。

(要請)

第3条 支援要請の要否は、災害現場における最高指揮者（熊本市消防局警防規程（平成26年消防局訓令第5号）第11条第2項又は第3項に規定する大隊長以上の者に限る。以下「現場最高指揮者」という。）が判断するものとし、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に要請するものとする。

- (1) 緊急に救急救助を必要とする災害事案で、熊本市の現有消防力で対応できないと認められる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、現場最高指揮者が特に必要と認める場合

2 支援要請は、指令管制室（熊本市消防局通信規程（平成26年消防局訓令第6号）第2条第5号に規定する指令管制室をいう。以下同じ。）を通じて行うものとする。ただし、災害現場にて直接要請する場合は、要請後直ちに、指令管制室に報告するものとする。

(被要請者)

第4条 大型重機等の支援要請は、別に定める大型重機等支援要請登録者（以下「登録者」という。）に行うものとする。ただし、現場最高指揮者が特に必要と認めるときは、登録者以外の者に支援要請を行うことができる。

2 前項ただし書に基づき支援要請を行った場合は、この要綱により要請したもののみなし処理する。

(費用負担)

第5条 大型重機等の支援要請による費用は、次に掲げる場合を除き、災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会熊本支部）第7条の規定を準用するものとする。この場合において、同条中「乙」とあるのは「登録者」と読み替えるものとする。

- (1) 要請した大型重機等の関係者が無償による援助を申し出た場合
- (2) 要救助者又はその関係者が、支援要請に係る費用負担を自らの意志により支弁することを申し出た場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に熊本市が費用負担の責務がないと認められる場合

(報告)

第6条 現場最高指揮者が支援要請を行った場合は、当該災害現場を管轄する消防署長は、救助活動報告書（熊本市消防局救助規程（平成26年消防局訓令第7号）第6条の2に規定する救助活動報告書をいう。）を添付し、大型重機等支援要請報告書（様式第1号）により、消防局警防部警防課長及び消防局総務部管理課長を経由して消防局長に報告するものとする。

(損害補償)

第7条 支援要請した大型重機等が、災害活動中に破損した場合の損害の補償については、次に定めるところによる。

- (1) 大型重機等の運転操作者の過失により破損したと認められるときは、当該大型重機等を保有する者又は当該運転操作者の負担とする。
- (2) 現場最高指揮者の指示により破損したと認められるときは、熊本市の負担とする。

(登録者の資格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録者の資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (2) 支援要請への対応が常時可能でない者
  - (3) 熊本市内に営業所等を有しない者
  - (4) 市税の滞納がある者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、登録をすることが不相当と認められる者
- (登録申請)

第9条 登録を希望する者は、市税滞納有無調査承諾書を添付し、登録申請書（様式第2号）により、消防局長に申請しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、その結果を登録申請結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項変更等届（様式第4号）により遅滞なく消防局長に届け出なければならない。

- (1) 本社、支店等の所在地又は名称、代表者氏名、緊急時連絡先、緊急時担当者、所有大型重機等に変更があったとき。
- (2) 事業を休止、廃止又は倒産したとき。

(登録の抹消)

第11条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当したときは、登録抹消決定通知書（様式第5号）により登録の抹消を登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者が第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 登録者が事業を休止又は廃止するか、倒産したとき。
- (3) 登録者が登録抹消申請書（様式第6号）により、登録の抹消を申し出たとき。
- (4) 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

(登録の期間)

第12条 登録の期間は、登録の日から翌々年度の末日までとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関して疑義を生じた事項については、熊本市、登録者、運転操作者等との協議により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

消発第 号  
年 月 日

熊本市消防局長 様

熊本市 消防署長  
( 公 印 省 略 )

大型重機等支援要請報告書

当署の管轄区域で発生した災害事案において、次のとおり大型重機等の支援を要請しましたので報告します。

1 要請者

所属	階級	職	氏名

2 要請した事案の概要

覚知日時	発生場所	災害出場の種別・要請理由

3 要請した大型重機等の詳細

番号	要請日時	活動開始日時	活動終了日時	活動時間
1	被要請者名（業者名）		被要請者（業者）住所・連絡先	
	活動者数	重機等の名称・規格・台数等		備考

番号	要請日時	活動開始日時	活動終了日時	活動時間
2	被要請者名（業者名）		被要請者（業者）住所・連絡先	

	活動者数	重機等の名称・規格・台数等	備考

年 月 日

熊本市消防局長 様

会社名

代表者（職、氏名）

住所

印

### 登録申請書

大型重機等の支援要請要綱第9条の規定に基づき、登録を申請します。

#### 1 会社概要

従業員数 (大型重機等の技術有資格者)	人  ( ) 人
連絡先 TEL FAX	
緊急時連絡先	
緊急時担当者	

#### 2 所有大型重機等概要

資機材名	規格	単位	数量	保管場所	
				名称	住所
大型重機等					

年 月 日

様

熊本市消防局長

## 登録申請結果通知書

申請書類に基づき申請内容を確認した結果、登録を（可・否）とするものと決定しましたので通知します。

### 1 登録期間

年 月 日～ 年 月 日

### 2 注意点

- (1) 大型重機等の支援要請要綱を遵守すること。
- (2) この登録によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (3) 業務上知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は自己若しくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

### 3 登録を否とする理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

熊本市消防局長 様

会社名

代表者（職、氏名）

印

住所

### 登録変更等申請書

大型重機等の支援要請要綱第10条の規定に基づき、登録事項の変更等を申請します。

変更日 年 月 日

	変更事項
本社、支店等の所在地 又は名称	
代表者氏名	
緊急時連絡先	
緊急時担当者	
所有大型重機等	
事業	<input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 廃止
その他	

※ 変更箇所のみ記入してください。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

熊本市消防局長

登録抹消決定通知書

大型重機等の支援要請要綱第11条の規定に基づき、登録の抹消を通知します。

抹消の理由



様式第6号（第11条関係）

年 月 日

熊本市消防局長 様

会社名

代表者（職、氏名）

印

住所

登録抹消申請書

大型重機等の支援要請要綱第11条3号の規定に基づき、登録の抹消を申請  
します。